

車種等分類表

種 別		単 位	内 容	
自動車類	大型車	普通貨物車	台 分類番号が1及び10～19、100～199までの自動車とする。	
		特殊車	台 分類番号が8,9、80～89、90～99、800～899、900～999、0、00～09、000～099までの特殊自動車とする。 特殊用途自動車とは、特殊の目的に使用され、かつ、その目的遂行に必要な構造装置を備えたもので、緊急自動車、タンク車、撒水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザ等をいう。	
		バス	台 分類番号が2及び20～29、200～299までのものとする。	
	小型車	乗用車	軽乗用車	台 ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ、分類番号50～59までの自動車とする。（白地に青、または青地に白の小型ナンバープレートで3及び33、8及び88も含める）
			乗用車	台 分類番号が3、30～39、300～399までの普通乗用車及び5、7、50～59、500～599まで、70～79、700～799までの小型乗用自動車とする。
		小型貨物車	軽貨物車	台 ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ、分類番号40～49までの自動車とする。（白地に青、または青地に白の小型ナンバープレートで3及び33、6及び66も含める）
			小型貨物車	台 分類番号が4、6、40～49、60～69、400～499、600～699までの小型貨物自動車とする。ただし、貨客車として分類するものは除く。
			貨客車	台 分類番号が4、6、40～49、60～69、400～499、600～699までの小型四輪貨物自動車のうち、いわゆるライトバン、ピックアップ、バン等の型式で座席が2列以上あるものとする。
		歩行者類		人
自転車類		台	ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助者等及び小児用の車以外のものとし、二輪のものに限らない。リヤカー等を引く自転車は自転車類に含む。	
動力付き二輪車類		台	道路交通法施行規則第2条に規定する「大型自動二輪車」、「普通自動二輪車」、道路交通法第2条第1項第10号に規定する「原動機付自転車」及びその他の二輪の自動車とする。側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを含む。	

<特記事項>

- 1 調査は、人手観測、機械観測（トラカン※観測）で実施している。
- 2 実施箇所により、調査項目が自動車類のみの場合がある。
- 3 自動車類の観測区分については、大型車、小型車による2車種分類及び乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車による4車種分類の2区分により実施している。

※ トラカン（トラフィックカウンター）：交通量を観測する地点で、通過する車両数を自動計測する機器。